

高齢者のための 在宅福祉サービス紹介

介護健康課 内線 234・235
地域包括支援センター〔総合福祉センター 1階〕
☎ (91) 1171

扶桑町では、介護保険によるサービスのほか、次のような在宅福祉サービスを実施しています。また、地域包括支援センターでは、家庭介護や介護保険制度に関する相談、各種福祉サービスの利用に関する援助、福祉用具の紹介、在宅介護に関する電話や面接による相談、介護保険以外の在宅福祉サービスの利用のお手伝い等を行っています。介護健康課もしくは扶桑町社会福祉協議会地域包括支援センターへご相談ください。

◆ホームヘルプサービス

日常生活に支障があるおおむね 65 歳以上の高齢者等を対象に家事援助、見守り等の必要性がある場合、ヘルパーの派遣を行っています。派遣回数は週 1 回以内（1 回の派遣時間は 1 時間以内）、利用料金は月額 1,234 円です。

◆宅老事業

要支援や要介護の状態ではないが、家庭に閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、小学校区ごとに週 1 回集いの場所を開設し、ゲームや軽い体操、食事などを楽しまします。参加費は 1 回につき 400 円（昼食代等）です。

原則として家族の送迎を含め、ご自分で来ることのできる方を対象とします。

◆緊急通報システムの貸与

おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者またはおおむね 70 歳以上の高齢者のみの世帯などで、虚弱な方を対象に、急病や火災などの緊急時に消防署へ通報できる電話機等をお貸しします。

◆徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊のみられるおおむね 65 歳以上の認知症高齢者を対象に、所在不明になった場合速やかに場所を特定する発信機をお貸しします。利用料は月額 522 円です。

◆配食サービス

食事をつくるのが困難な、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯などに、月曜日から土曜日までのうち必要な日に、夕食をお届けします。おかゆ食やきざみ食もできます。1 食につき 400 円が自己負担となります。

◆訪問理容サービス

介護保険の要介護認定において、2～5 と認定された方のうち、常時ねたきりの状態で、理容店に出向くことが困難な方に、訪問理容サービスの利用券を年間 6 枚（2 ヶ月につき 1 枚分）交付します。

◆寝具洗濯乾燥サービス

家庭で寝具の洗濯や乾燥を行うことが困難な、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者またはおおむね 70 歳以上の高齢者のみの世帯などを対象に、月 1 回、寝具の洗濯乾燥サービスを実施しています。

◆ねたきり等の高齢者の介護者に手当支給

介護保険の要介護認定において、3～5 と認定されたねたきりや認知症の状態にある高齢者を在宅で常時介護されている方に、月額 5,000 円を支給します。ただし、施設に入所している場合は受けられません。

◆タクシー料金の助成

80歳以上の高齢者及び40歳から79歳の介護保険の要支援・要介護認定を受けた方がタクシーを利用する場合、基本料金を助成します。あらかじめ、介護健康課でタクシー料金助成利用券の交付を受けてください。1人につき年間36枚交付します。(ただし、自動車税又は、軽自動車税の減免を受けた方は年間24枚の交付になります。)

なお、80歳以上の高齢者で介護保険の要支援・要介護認定を受けた方は使い切った助成利用券を添付し申請をしていただくとさらに24枚追加交付します。

◆福祉電話の設置

65歳以上の低所得のひとり暮らしや、ねたきりの状態の方を含む世帯へ、福祉電話の貸与と基本料金の補助をします。

◆老人性白内障特殊眼鏡等購入の補助

老人性白内障の治療のため、水晶体の摘出手術を受けた65歳以上の高齢者を対象に、視力矯正用の特殊眼鏡やコンタクトレンズを購入する経費を、一部補助します。

◆在宅高齢者の短期保護事業

家族の疾病や冠婚葬祭の理由で、おおむね65歳以上のねたきりの高齢者等が介護を受けることができないときに、町が契約した施設に一時的に保護します(原則として7日以内)。施設利用料の1割と飲食物費用等は自己負担となります。

◆住宅改善費の助成

当該年度(4月から6月の申請については前年度分)の町民税が16万円以下の世帯に属し、日常生活に支障がある高齢者で、地域支援事業に定める特定高齢者である方で、運動器の機能低下により特定高齢者と認定された方を対象に住宅改善の費用を助成します。助成限度額は、支給限度基準額と現に要した住宅改善費を比較し、低い額の10分の9とし予算の範囲内で1件18万円までです。

◆高齢者日常生活用具の給付

日常生活に支障があるおおむね65歳以上の高齢者を対象に、電磁調理器等の日常生活用具を給付します。

扶桑町社会福祉協議会の事業です。☎(93)4300

◆車いすの貸与

歩行等に障害がある方を対象に車いすをお貸しします。ただし、病院等に入院・入所している方を除きます。

◆移送サービス

在宅の要援護高齢者などの通院やリハビリ、福祉事業への参加など、社会参加のために必要な車での移動の援助を行っています。(適格要件があります)

◆食事サービス事業

在宅の要援護高齢者の方を対象に第1～第4月曜日にボランティア等の協力を得て昼食をお届けしています。利用料は1食200円です。